

医療費控除について

自己や家族の医療費を支払ったときは、市民税・道民税申告や所得税確定申告をすることにより「医療費控除」を受けることができます。

① 要件

控除を受ける方の所得の合計額が
200万円

以上
支払った医療費が10万円を超える
未満
支払った医療費が所得の合計額の5%を超える

※所得とは、1年間の収入金額(給与や年金)から、収入の種類によって所得税法で定められた必要経費を差し引いた後の金額です。

② 計算方法

$$\text{令和7年中に支払った医療費の合計額} - \text{補てんされる金額(生命保険や社会保険など)} - \text{10万円 or 所得の合計額の5\% (いずれか少ない方)} = \text{医療費控除額(最大200万円)}$$

③ 必要書類

1. 医療費控除の明細書
2. 医療費の通知書

※医療費控除の申告は
領収書の添付が不要です。

医療費の通知書を使用する場合は、令和7年1・2月診療分からの通知書をご使用ください。
*医療保険者により通知時期や記載内容が異なります。
申告時にお手元に通知書がない期間の医療費は「2 医療費の明細」欄に記入してください。

【参考】恵庭市国民健康保険(11・12月分の医療費)→3月上旬ごろ通知
後期高齢者医療保険(10~12月分の医療費)→2月下旬ごろ通知

④ 注意点

- 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受けることができません。
- 予防接種や健康食品など、予防を目的とするものは医療費の対象になりません。
- 自分にかかる医療費の他、自分と生計を一にする配偶者や親族にかかる医療費についても控除の対象にすることができます。
- 医療費控除は、所得控除(税計算の際に所得から差し引かれるもの)の一種であり、申告によって支払った医療費が戻ってくるものではありません。

⑤ 記載要領

① 医療費通知に記載された事項

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。

通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)、

家族療養費、高額介護合算療養費、健康保険組合などから支給される出産費、損害賠償金などがある場合に、その金額を記入します。

補てんされる金額が確定していない場合は、見込額を記入します。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

② 医療費(上記①以外)の明細

領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく「医療費を受けた方」「病院」ごとにまとめて記入できます。(「①医療費通知に記載された事項」以外のものを記入してください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
恵庭 恵太	○○病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
〃	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

⑥ 証明書が必要になる医療費

以下の医療費は、明細書の記入や領収書とあわせて証明書が必要になります。

支 出 の 内 容	証 明 書 の 種 類
在宅療養の介護費用	在宅介護費用証明書
寝たきりの人のおむつ代	医師が発行した「おむつ使用証明書」
温泉利用型健康増進施設の利用料金	温泉療養証明書
指定運動療法施設の利用料金	運動療法実施証明書
ストマ用装具の購入費用	ストマ用装具使用証明書
B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用	医師の診断書
白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	処方箋
補聴器の購入費用	補聴器適合に関する診療情報提供書

⑦ 医療費控除の対象となるもの・ならないもの

控除が認められる医療費

- 医師に支払った診察費や治療費

治 療

- 歯科医師に支払った診察費や治療費
- 虫歯の治療、金歯、入れ歯、金冠
- ポーセレン、インプラントの費用
- 治療目的の歯列矯正、歯石除去

歯 科

- レーシック手術費用
- 白内障等治療のための眼鏡代

眼 科

- 薬局で購入した治療または療養のための医薬品、漢方薬
- 医師の処方にもとづく医薬品、漢方薬

薬 代

- 治療のためのあん摩、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復師などの施術費(有資格者に支払ったもの)

マッサージ はり・きゅう

- 通院のための公共交通機関の交通費
- 1人で通院が困難な場合の付添人の交通費
- やむを得ない場合のタクシー代

交 通 費

- 義手、義足、松葉づえ、補聴器
- おむつ代(おむつ使用証明書が必要)
- ストマ用具(ストマ用装具使用証明書が必要)

医療用器具 物 品

- 妊娠と診断されたからの定期健診、検査費用、通院費
- 分娩までに医師や看護師に支払う費用
- 助産師による分娩介助料、保健指導料
- 保健師、看護師、准看護師、保健師以外の者に支払う療養上の世話の費用
- 不妊治療費
- 人工授精の費用

妊 娠 出 産

- 医師の診察
- 部屋代
- 治療に必要なベッド代(医師の指示があれば差額ベッド代を含む)
- 診察・治療に必要な水枕、吸いのみ
- 食事代

入 院

控除が認められない医療費

- 健康診断・人間ドックの費用

※検査の結果、治療が必要な疾病が発見された場合は対象

- 予防接種

- ホワイトニング費用

- 美容目的の歯列矯正
- 予防目的の歯石除去

- 近視・乱視・遠視用のコンタクトレンズ、眼鏡代

- 健康増進のための漢方薬、ビタミン剤、ドリンク剤
- 予防、健康増進のための医薬品

- 健康や疲労回復のため行ったもの
- 無資格の人が行った施術費

- 通院のガソリン代、駐車料金
- 通常の通院のタクシー代

- 医師の診断がない老齢者用補聴器
- 通常の眼鏡代

- 予防・健康増進のための体温計、血圧計の購入費

- 里帰り出産のための旅費

- 親族に支払う介護料
- 妊婦用下着、授乳用ブラジャーなど

- パジャマや洗面具などの日用品代

- クリーニング代

- 出前や外食

- 親族に支払う付添料

- 医師や看護師へのお礼、心づけ

⑧ 介護保険を通じた医療費の場合

事業所から発行される領収書に医療費控除の対象となる金額の記載がありますので、その金額を集計します。
医療費控除の対象となるか等については、ご利用の施設へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

控除が認められる医療費

◇ 施設サービス費(介護費、食費、居住費)
として支払った額の2分の1

特別養護老人ホーム
指定地域密着型介護老人福祉施設

◇ 施設サービス費(介護費、食費、居住費)
として支払った額

介護老人保健施設
指定介護療養型医療施設

【医療系居宅サービス】

◇ 訪問看護 ◇ 通所リハビリテーション
◇ 訪問リハビリテーション ◇ 短期入所療養介護
◇ 居宅療養管理指導

【上記と併せて利用すると控除対象となる福祉系居宅サービス】

◇ 訪問介護
(調理、洗濯、掃除等の家の援助を行う生活援助中心型を除く)
◇ 訪問入浴介護 ◇ 小規模多機能型居宅介護
◇ 通所介護 ◇ 短期入所生活介護
◇ 認知症対応型通所介護 ◇ 夜間対応型訪問介護

※上記全て「介護予防」を目的とするものも含む

控除が認められない医療費

◇ 日常生活費
◇ 特別なサービス費用

【医療系居宅サービス】

◇ 認知症対応型共同生活介護
◇ 介護予防認知症対応型共同生活介護
◇ 特定施設入居者生活介護
◇ 地域密着型特定施設入居者生活介護
◇ 介護予防特定施設入居者生活介護
◇ 福祉用具貸与
◇ 介護予防福祉用具貸与
◇ 複合型サービス
(生活援助中心型の訪問介護の部分)

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について

健康診断や予防接種など健康の保持増進への取り組みを行っており、スイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品）を一定額購入している方は、平成29年分から医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができます。

① 要件

1. 健康診査、予防接種、定期健康診査、特定健康診査、がん検診などの健康の保持増進や疫病に対する取組を行っている
2. スイッチOTC医薬品の購入額が12,000円を超える

※ 購入した医薬品に対して生命保険による給付金などの補填金がある場合は、その分の金額を補てんした医薬品の購入費用から差し引きます。

② 計算方法

$$\text{令和7年中に購入したスイッチOTC医薬品の合計額} - \text{補てんされる金額} - 12,000\text{円} = \text{控除額 (最大88,000円)}$$

③ 必要書類

1. セルフメディケーション税制の明細書
 2. 健康の保持増進への取組を行ったことを証明する結果通知表の原本（写しでも可）または領収書 ※下記参照
- ◎ インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
◎ 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
◎ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
(「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。)
◎ 特定健康診査の領収書又は結果通知表
(「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）が記載されている必要があります。)
◎ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

④ 注意点

- ・ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合は、医療費控除を受けることができません。
- ・ 健康の保持増進のために取り組んだ費用は対象になりません。
- ・ 自分と生計を一にする配偶者やその他親族のために購入したスイッチOTC医薬品についても控除の対象にすることができます。
- ・ スイッチOTC医薬品の領収書を添付する必要はありません。
- ・ 結果通知表は、結果部分を黒塗りなどした後の写しでも添付が認められます。

⑤ 記載要領

① 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

（1）「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。
※左記「③必要書類」をご確認ください。

（2）「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

② 特定一般用医薬品等購入費の明細

（1）「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

（2）「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

（3）「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

（4）「（3）のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例

市民税薬局	
市役所店	TEL:0123-**-****
北海道恵庭市京町	***-***
■ 領収書	■
**年4月1日(月)	
★ミンゼイEX	¥1,273
ズツウヤク	¥760
ハンドソープ	¥298
★シンコク胃腸薬	¥891
小計	4点
合計	¥3,223
内消費税	¥238
お預り	¥4,000
お釣り	¥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です

領収書に控除の対象であることが記載されています。

記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで
市民税薬局	ミンゼイEX、シンコク胃腸薬	2,164 円	円
□□ドラッグストア	OO,OOO,OOOO,	13,753	
〃	OO,OOOO,OOOO,OOOO		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、
このように記入します。